埼玉県消防広域化推進委員会設置要綱

平成１９年　５月１１日　消第　２８４号
危機管理防災部長決裁
（一部改正）
平成１９年１０月１９日　消第１１９０号
危機管理防災部長決裁
平成２０年　４月　１日　消第　４６５号
消防防災課長決裁
平成２５年　３月２６日　消第１９１９号
危機管理防災部長決裁
平成３０年　３月２３日　消第２０６６号
危機管理防災部長決裁
令和　６年　４月　１日　消第　６３０号
危機管理防災部長決裁

（設置）
第１条　消防組織法第３３条に基づく埼玉県における自主的な市町村の消防の広域化の推進及び広域化後の消防の円滑な運営の確保に関する計画（以下「推進計画」という。）を策定・改定するに当たり、学識経験者、消防機関や市町村の代表などの関係者のコンセンサスの形成を図るための協議機関として、埼玉県消防広域化推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
（所掌事項）
第２条　委員会は、次に掲げる事項を協議するものとする。
(1)　推進計画の策定・改定に関する事項

(2)　その他埼玉県における自主的な市町村の消防の広域化に関する事項

（構成）

第３条　委員会は、委員１５人以内をもって組織する。

２　委員は、学識経験者、市町村の代表、消防機関の代表（常備消防・消防団）等のうちから、知事が委嘱する。

３　委員の任期は、２年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、再任されることができる。

５　委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

６　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

７　委員長に事故あるとき又は欠けたときは、委員長の指定する者がその職務を代理する。

（会議）

第４条　委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところによる。

（意見の聴取）

第５条　委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて、意見を聴くことができる。

（会議の公開）

第６条　委員会は、原則として公開とする。ただし、会議を公開にすることにより、公正かつ円滑な議事の運営に著しく支障が生じると認められる場合には、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは委員長の決するところにより、非公開とすることができる。

（事務局）

第７条　委員会の事務局を埼玉県危機管理防災部消防課に置く。

（要綱に定めのない事項）

第８条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附則
この要綱は、平成１９年５月１１日から施行する。

附則
この要綱は、平成１９年１０月１９日から施行する。

附則
この要綱は、平成２０年４月１日から施行する。

附則
この要綱は、平成２５年４月１日から施行する。

附則
この要綱は、平成３０年４月２日から施行する。

附則
この要綱は、令和６年４月１日から施行する。